

第 1 5 回

島原市農業委員会総会議事録

注：発言の内容については、その要旨を記載しております。

（発言そのものの記載ではありません。）

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については削除しています。

平成 2 7 年 8 月 2 8 日（金）午後 2 時 0 0 分より

於：島原市有明庁舎 3 階大会議室

第 1 5 回 島原市農業委員会総会

1. 開会日時 平成 2 7 年 8 月 2 8 日（金） 1 4 時 0 0 分
2. 閉会時間 平成 2 7 年 8 月 2 8 日（金） 1 4 時 4 8 分
3. 開催場所 有明庁舎 3 階大会議室
4. 出席委員者の数 2 5 名
5. 欠席委員者の数 6 名
6. 議案
 - 第 1 号議案 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について
 - 第 2 号議案 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の計画変更承認申請について
 - 第 3 号議案 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
 - 第 4 号議案 非農地証明願について
 - 第 5 号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画（案）について
7. 報告事項
 - 報告第 1 号 合意解約通知書について
 - 報告第 2 号 使用貸借解約通知書について

午後 2 時 0 0 分開始

議長

只今より、第15回島原市農業委員会の総会を開催します。

本日、・番・・・・委員、・番・・・・委員、・・番・・・・委員、・・番・・・・委員、・・番・・・・委員は所要の為、欠席との連絡がっております。

農業委員会等に関する法律第21条第3項の規定により、定足数に達しておりますので総会は成立しております。

議事録署名委員の指名につきましては、島原市農業委員会会議規則 第14条第2項の規定により、議長が指名することになっており、・・番・・・・委員、・・番・・・・委員を指名します。

議長

第1号議案 農地法第4条の規定による許可申請の1番を上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

第1号議案 農地法第4条の規定による許可申請の1番について説明します。

申請人は・・・の・・・さんで、申請地1筆1,267平方メートルの内471平方メートルに、木造平屋建て牛舎を建築したいとの申請です。

申請地は、農業振興地域内の農用地外で住宅等が連たんしていることから、第3種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

・・番・・・・委員

現地調査員

第1号議案 農地法第4条の規定による許可申請の1番について報告します。

1番の申請地は・・・の一角にあり、北側は農地、東側は申請者の農地、南側は申請者の宅地、西側は宅地となっております。

雨水は溜枔を經由して道路側溝へ流すということで、問題なしと見て参りました。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今、説明がありました、第1号議案 農地法第4条の規定による許可申請の1番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第1号議案の1番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第1号議案 農地法第4条の規定による 許可申請1番については許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第2号議案 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請の1番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第2号議案 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請1番について説明します。

1番の申請人は・・・の・・・さんで、当初計画では、申請地2筆1,234平方メートルを譲り受け、木造平屋建て貸家住宅72.96平方メートルを4棟建築したいとの申請で、平成22年1月20日付け長崎県指令・・・農政第・・・号で許可を受けていましたが、行政書士より地目変更の相談及び法務局よりの農地転用事実に関する照会書により許可申請どおり実施されていないことが判明し、違反転用ではないかと判断、地元農業委員さんとの確認及び本人への聞き取りを行い、平成27年7月7日に県利活用推進室に違反転用事案報告及び・・・さんの顛末書を添えて報告しました。

その後、平成27年7月17日付け27農地活第1224号で、県及び農業委員会等が事前協議を行わないで事業計画変更承認申請を行うことができる事案との回答をいただきましたので、今回、太陽光発電施設(325.00平方メートル、48.17kw)設置への変更申請が提出されました。

申請地は、農振地域内の農用地外で農地の集団性が10%未満であることから、第2種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

・・・番・・・・・・ 委員

現地調査員

第2号議案 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請1番について報告します。

1番の申請地は・・・の一角にあり、北側は水路を挟んで宅地、東側は農地、南側は農地及び道路、西側は農地及び宅地となっております。

雨水は自然流下及び水路放流するということで、問題なしと見て参りました。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありましたが、第2号議案 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請1番について、ご意見等がありませんか。

・・・番（・・・・・・ 委員）

説明のなかに、顛末書と言われましたがどういうことでしょうか。

事務局

只今説明しましたとおり、県と協議をして、顛末書を添えて違反転用事案報告をしたところがあります。

・・・番（・・・・・・ 委員）

違反転用事案報告とはどういうことですか。

事務局

今回の申請の経緯をお話しします。

最初は行政書士から現況証明の相談があり、申請どおりに施行されていなかったため、証明は出せないと回答しました。その後、法務局より農地転用事実に関する照会書が送られてきて、現地を確認したところ、申請どおりに施行されておらず、違反転用ではないかと判断し、違反転用には、許可を受けずに農地を農地以外にするものと、申請どおりにしていないものも違反転用となるものですから、県に報告しなければならないと判断し、会長及び地元農業委員さんに6月26日に報告、相談をして、県利活用推進室へ違反転用事案報告書を提出しました。

・・・番（・・・・・・ 委員）

経過期間等はどうなっていますか。

事務局

平成22年1月20日に貸家住宅4棟で県の許可を受けており、現在太陽光発電施設が建っている状況です。

・・・番（・・・・・・ 委員）

違反転用事案だから、顛末書ということですね。

事務局

はい、そういうことです。

・・・番（・・・・・・ 委員）

県と協議しての対応なのでいいかと思うが、市農業委員会としてこれでいいのでしょうか、今後このような事例が出てきた時を考えて。

・・・番（・・・・・・ 委員）

市農業委員会に対して、何か文書的なものを書いてもらうということではどうですか。

・・・番（・・・・・・ 委員）

今後の対応を含めて、継続事案としたらどうでしょうか。

議長

本件については、違反転用事案であり、県の判断では計画変更承認申請で対応可能との回答でしたが、今後、このような事案に対応するためにも、申請者に総会での内容等を説明して、始末書を提出してもらい、次回の総会で再度審査するという事でよろしいですか。

（「異議なし」という発声）

議長

異議なしと認めます。よって、第2号議案 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請の1番は保留することに決定します。

次に、第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請の1番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請1番について、説明します。

1番の賃貸人は・・・・・・の・・・・・・さん、賃借人は・・・・・・の・・・・・・さんです。

申請地406平方メートルを借り受け、太陽光発電施設（189.12平方メートル、25.74kw）を設置したいとの申請です。

申請地は、農業振興地域内の農用地外で住宅等が連たんしていることから、第3種農地と判断してお

ります。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

・・・番　・・・・・・　委員

現地調査員

第3号議案　農地法第5条の規定による許可申請の1番について報告します。

1番の申請地は・・・の一角にあり、北側及び西側は賃貸人の宅地、東側は農地、南側は農地及び宅地となっております。

雨水は自然流下及び道路側溝へ流すということで、問題なしと見て参りました。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今、説明がありましたが、第3号議案　農地法第5条の規定による許可申請の1番について、ご意見等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご意見等がありませんので、第3号議案の1番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長

異議なしと認めます。よって、第3号議案　農地法第5条の規定による許可申請の1番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第4号議案　非農地証明願いの1番について上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

第4号議案　非農地証明願いの1番について説明します。

1番の申出人は・・・・・・の・・・・・・さんで、申請地・・・・番・は昭和年月日不詳頃より、・・・・番は昭和58年月日不詳頃より、住宅用地として利用されています。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

・ 番 委員

現地調査員

第4号議案 非農地証明願いの1番について報告します。

申請地は.の一角にあり、.番・は北側、東側及び南側は宅地、西側は道路となっております。また、.番は西側、東側及び南側は宅地、北側は道路となっております。

現地を見ますと、20年以上前から住宅用地として利用されており、非農地証明を交付することに問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今、説明がありましたが、第4号議案の1番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第4号議案の1番は非農地証明書を交付してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第4号議案の1番は非農地証明書を交付することに決定します。

次に、第4号議案 非農地証明願いの2番について上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

第4号議案 非農地証明願いの2番について説明します。

2番の申請人は.の.さんで、申請地は以前ハゼ山だったところを抜根し農地にしたが、礫が多く耕作できなかったため、祖父の代より耕作されておらず、雑草が生い茂っています。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

・・・番　・・・　委員

現地調査員

第４号議案　非農地証明願いの２番について報告します。

申請地は・・・の一角にあり、東側は道路を挟んで農地、北側、南側及び西側は申請者所有の山林となっております。

現地を見ますと、長年耕作されておらず、礫交じりの土地で、作付しても収穫が非常に落ちると判断できるため、非農地証明を交付することに問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今、説明がありましたが、第４号議案の２番について、ご意見等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご意見等がありませんので、第４号議案の２番は非農地証明書を交付してよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長

異議なしと認めます。よって、第４号議案の２番は非農地証明書を交付することに決定します。

次に、第５号議案、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画（案）について上程します。

本件については、農業委員会等に関する法律第２４条の規定により、除斥の必要がありますので、・・・番　・・・　委員、・・・番　・・・　委員の退場を求めます。

（・・・　委員、・・・　委員　退場）

事務局の説明を求めます。

事務局

第５号議案、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画（案）について説明します。

農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定に基づき、農用地利用集積計画（案）の承認を得ようとするものであります。

利用権設定については、議案集 5 ページから 4 5 ページに記載のとおりで

耕作権の新規設定 1 1 3 件 5 3 2 筆 5 2 0, 9 6 4. 2 6 m²

耕作権の再設定 1 3 件 2 4 筆 2 2, 3 7 9. 4 0 m²

合 計 1 2 6 件 5 5 6 筆 5 4 3, 3 4 3. 6 6 m²

です。

次に、農業経営基盤強化促進法による所有権移転については、議案集 4 6 ページに記載のとおりで、
1 件 2 筆 3, 5 2 0. 0 0 m²です。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、農用地利用集積計画（案）を承認することに決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議がないようですので、第 5 号議案、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画（案）は承認することに決定します。

・ 番 委員、. . 番 委員の入場を求めます。

(. 委員、. 委員 入場)

議長

・ ・ 委員、. . 委員に関する案件も含め、農用地利用集積計画（案）は承認することに決定しましたので報告します。

次に、報告事項です。事務局の説明を求めます。

事務局

報告第 1 号の合意解約通知書について説明します。

議案集 4 7 ページに記載のとおりで、5 件 1 1 筆 1 2, 5 8 3 m²の届けがありました。

次に、報告第 2 号、使用貸借解約通知については、議案集 4 8 ページから 5 7 ページに記載のとおり

りで、24件 120筆 126,054.99㎡の届けがありました。以上で報告を終わります。

議長

ただいまの報告に対して、ご意見、ご質問等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご意見、ご質問等がありませんので、第15回島原市農業委員会に付議されました案件はすべて議了しました。

これで、第15回島原市農業委員会総会を閉会します。

午後2時48分